

平塚市地域公共交通活性化協議会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)及び平塚市附属機関設置条例(平成25年条例第2号)の規定に基づき、平塚市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域公共交通網形成計画(以下「計画」という。)の作成及び変更に関する事
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関する事
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱または任命する。

- (1) 平塚市長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 道路管理者又はその指名する者
- (4) 公安委員会又はその指名する者
- (5) 地域公共交通の利用者
- (6) 学識経験者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第 3 条第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号に掲げる委員が会議に出席できないときは、当該委員を代理する者が会議に出席し、議事に参与し、議決に加わることができる。この場合において、当該委員を代理する者は、当該委員の属する機関の職員でなければならない。

(意見の聴取等)

第 7 条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 8 条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 第 6 条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、まちづくり政策部交通政策課において処理する。

(その他)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 30 年 6 月 4 日から施行する。